調達要求番号：

| 陸　上　自　衛　隊　仕　様　書 | | | |
|---|---|---|---|
| 物品番号 | | 仕　様　書　番　号 | |
| 繊維くず・廃プラスチック類の処分 | | 湯布院駐業－Ｌ２１０００３Ｂ | |
| | | 作　　成 | 令和　４年　５月１２日 |
| | | 変　　更 | |
| | | 作成部隊等名 | 湯布院駐屯地業務隊 |

## 1　総則

### 1.1　適用範囲

この仕様書は，湯布院駐屯地業務隊における産業廃棄物搬出作業役務について規定する。

### 1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

#### 1.2.1

**産業廃棄物管理票**

産業廃棄物の名称，数量，交付者，処理業者氏名，取扱日等を記載したもので，産業廃棄物と共に流通させ，産業廃棄物が行方不明にならないよう，排出事業者が自ら排出した産業廃棄物の処理状況をチェックするためのものをいう。(以下，“マニフェスト”という。)

### 1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　**法令等**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和４５年法律第１３７号)(以下，“法”という。)

## 2　役務に関する要求

### 2.1　一般的要求

この役務は，この仕様書でいう“法”を遵守し，産業廃棄物の収集，運搬及び処分を行う。

### 2.2　マニフェストの処置

マニフェストの処置は，法第１２条の３で定めるところによる。

### 2.3　役務の内容

| 産業廃棄物種類 | 対　象　品 | 処分量(kg) |
|---|---|---|
| 繊維くず | 被服 | ３０００(予定数量) |
| 廃プラスチック類 | 靴類 | ５００(予定数量) |

### 2.4　期間・物品搬出回数

契約期間内　　２～３回(予定回数)

### 2.5　物品の授受場所

役務物品の授受場所については，湯布院駐屯地業務隊管理官倉庫で行う。

## 2.6　処分基準

処分基準は，法及び関係法令による。

## 2.7　役務物品の紛失

運搬時の繊維くず・廃プラスチックの紛失防止に努めるとともに、裁断及び処分については、全数量を確実に処分する。

## 3　その他の指示

細部不明な事項については，係官との調整による。